

令和7年度 総合評価落札方式の一部改訂について

(港湾空港関係:業務)

令和7年6月
北陸地方整備局 港湾空港部

【適用時期】

○本資料に関する見直しは、令和7年7月1日以降に公告を行う案件より適用します。

【留意事項】

- 本資料は、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>) 入札・契約情報に掲載しております。
- 個別案件毎の詳細は、入札説明書をご確認下さい。
- 問い合わせ窓口:北陸地方整備局 港湾空港部 品質確保室(☎025-370-6607)

目次

1. 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価について（業務への評価拡大）【業務】
2. 管理技術者の配置変更について【業務】

1. 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価（対象案件の拡大）

新規

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等の取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を加点評価する取組の対象案件を拡大する。

【対象案件】

H29年4月～：港湾土木工事（WTO対象）で段階選抜方式を行う工事を対象

R 6年7月～：港湾土木工事A等級の全ての工事に拡大

R 7年度～：全ての工種区分・等級（建設コンサルタント業務等を含む）に拡大

【現行】

- ・港湾土木（WTO）対象工事
- ・港湾土木（A等級）対象工事

拡大

【R7d～】※10月1日以降の公告案件から適用

- ・全ての工事（総合評価落札方式）
- ・全ての業務（プロポーザル方式）
（総合評価落札方式）

【評価項目・評価基準】

次に示すいずれかの認定を受けていること。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）
- ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）



2. 管理技術者の配置変更について

新規

- ・ 担い手育成・確保のため**管理技術者の変更要件を一部緩和**する（試行）

R7.6月以降の公告案件から順次適用

○一般的な配置変更要件

競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書に記載した配置予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、契約後、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の理由により変更を行う場合 には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

管理技術者の配置変更の要件緩和

期 間	競争参加資格確認申請書の提出後	
変更動機	契約後、死亡、傷病、 出産、育児、介護 、退職等の理由により変更を行う場合 には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。	・出産、育児、介護 ※上記に伴う休暇中は新たな業務等への配置は不可。 また、当該技術者が現に複数の業務を管理している場合は、必ずしもその配置を全て解く必要はない
変更要件	管理技術者に求める参加要件を満たしていること（同種業務要件など）	
	変更前の管理技術者と同等以上の技術力が確保されること	変更前の管理技術者と同等以上の技術力を問わない （変更前の管理技術者の評価合計点※の50%以上を満たす者とする）



※プロポーザル方式及び総合評価落札方式における技術者の経験及び能力の評価点